# 平成20年度 財政事情の公表

市では、市の財政事情を年２回公表しています。
今回は、平成20年度の財政状況全般についてお知らせします。　問合せ　財政課☎042（346）9504

## ○決算の特徴

小平市には、一般会計のほかに６つの特別会計（国民健康保険事業、老人保健、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、受託水道事業）があり、歳入合計が前年度比4.7％の減、歳出合計が前年度比8.5％の減となりました。

歳入・歳出ともに減となった主な要因は、老人保健制度の廃止、後期高齢者医療制度の開始により、後期高齢者広域連合に予算の一部が移ったことによります。

代表的な会計である一般会計の決算の特徴は、歳入では、市税が減となりましたが、国庫支出金が増となったため、前年比7.0％の増となりました。なお、国庫支出金の増の主な要因は、今年度実施された定額給付金の給付事業分が、平成20年度に収入されたことなどによるものです。

一方、歳出では、積立金が減となりましたが、扶助費、普通建設事業費などが増となり、前年度比1.3％の増となりました（表１、グラフ１・２・３参照）。

表１　平成20年度一般会計・特別会計６事業の決算状況

| 区分 | | 歳入 | 前年度比(%) | 歳出 | 前年度比(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | | 533億３千万円 | 7.0 | 493億８千万円 | 1.3 |
| 特別会計 | 国民健康保険事業 | 162億９千万円 | 2.6 | 156億５千万円 | △0.9 |
| | 老人保健 | 11億円 | △89.4 | 10億７千万円 | △89.8 |
| | 後期高齢者医療 | 24億８千万円 | 皆増 | 23億９千万円 | 皆増 |
| | 介護保険事業 | 82億８千万円 | 4.5 | 79億９千万円 | 7.3 |
| | 下水道事業 | 49億５千万円 | △20.6 | 49億３千万円 | △19.5 |
| | 受託水道事業 | １億１千万円 | △79.3 | １億１千万円 | △79.3 |
| 合計 | | 865億４千万円 | △4.7 | 815億２千万円 | △8.5 |

グラフ１　一般会計歳入・歳出の状況

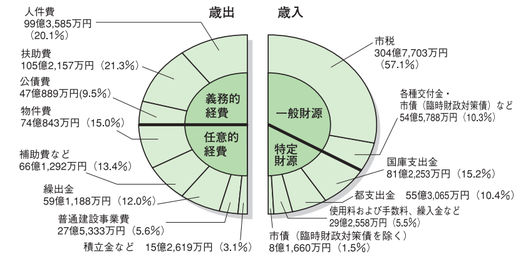


グラフ２　市債現在高の推移

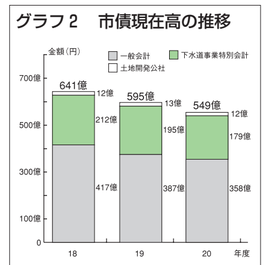


市債残高は、ピークであった平成８年度から約350億円減り、549億円になりました。市民１人当たりで見ると約30万円になります。

グラフ３　基金現在高の推移

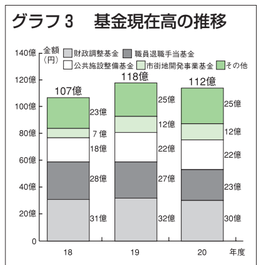


平成22年度末の基金残高を、財政調整基金30億円、公共施設整備基金20億円とすることを目標としています。

### 平成20年度の主な事業

- ●自治基本条例づくりの推進
- ●男女共同参画推進条例の制定
- ●市民活動支援公募事業補助ほか
- ●小平地域教育サポート・ネット事業の拡充
- ●平櫛田中彫刻美術館特別展の開催、美術館グッズ作成ほか
- ●丸いポストのまち事業の実施
- ●認定こども園への移行
- ●４小・６小・14小学童クラブ室の新設
- ●保育施設への小児用ＡＥＤの設置
- ●長寿医療制度（後期高齢者医療制度）における市独自事業の実施

丸型ポスト（府中街道ふれあい下水道館向かい）

マタニティクラスの様子

- ●妊産婦健康診査の充実ほか
- ●生活保護自立支援員の配置
- ●小川町一丁目土地区画整理事業の実施
- ●都市防災総合推進事業（都市計画道路３・４・10号線の整備など）の実施
- ●市内公共交通の充実
- ●ブロック塀の撤去・改修補助、木造住宅耐震改修補助ほか
- ●環境基本計画の推進、エネルギービジョンの策定
- ●戸籍事務の電算化ほか
- ●行政評価の実施

## ○小平家・他家（26市平均）の家計簿

一般会計決算を家計に例えて、小平家と他家の１年間の家計簿を、人口規模を合わせて作成しました（表２参照）。

小平家は収入、支出とも他家に比べると小さな額になりました。その要因として、まず普通建設事業（家屋の増改築など）が少ないことが挙げられます。これは、他家に比べ、土地の購入や家屋の増改築などの事業が少なかったためで、近年の小平家の特徴的なところです。

普通建設事業が少ないと、これを行うための市債（ローン）や国・都支出金（実家からの仕送り）も少なくなります。

また、収入面の柱となる市税（給料）も他家と比べると少ないことがわかります。一方、支出が避けられない人件費（生活費）や扶助費（学費・医療費）などは他家に比べると少ない額で済んでいますが、今後は扶助費の伸びが予想されています。

また、公債費（ローン返済金）は他家と同程度ですが、小平家では返済のピークは過ぎており、数年は高止まりをしますが、それ以降は年々減少していきます。

表２　小平家・他家（26市平均）の家計簿

| １年間の収入 | | | １年間の支出 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 収入内容 | 小平家 | 他家 | 支出内容 | 小平家 | 他家 |
| 市税（給料） | 305万円 | 317万円 | 人件費（生活費） | 97万円 | 114万円 |
| 各種譲与税、交付金（諸手当） | 32万円 | 50万円 | 扶助費（学費、医療費） | 105万円 | 121万円 |
| 分担金・負担金、使用料および手数料（アルバイト収入） | 12万円 | 18万円 | 公債費（ローン返済金） | 47万円 | 45万円 |
| 国・都支出金（実家からの仕送り） | 136万円 | 144万円 | 物件費（被服費、消耗品） | 76万円 | 91万円 |
| 財産収入（古物売払い） | ５万円 | 18万円 | 補助費等（自治会費） | 66万円 | 69万円 |
| 繰越金（財布の中身） | 11万円 | 16万円 | 積立金（貯金） | 13万円 | 11万円 |
| 稼ぎの計 | 501万円 | 563万円 | 繰出金（仕送り） | 60万円 | 64万円 |
| 繰入金（貯蓄取り崩し） | 21万円 | 18万円 | 普通建設事業（家屋の増改築など） | 30万円 | 61万円 |
| 市債（ローン） | 11万円 | 27万円 | | | |
| 収入計 | 533万円 | 608万円 | 支出計 | 494万円 | 576万円 |

※普通会計ベース。
※市民１人当たりの決算額を基に、小平家と他家（26市平均）の人口規模を合わせて算出しました。

## ○小平市の財政指標

平成20年度の小平市の財政指標は前年度に引き続き、各指標とも健全な数値となっています（表３参照）。

表３　小平市の財政指数

| 項目 | | 平成20年度（平成19年度） | 説明 |
|---|---|---|---|
| 財政力指数 | | 1.073(1.055) | 財政力の強弱を示す数値（３か年平均）。１を超えるほど財源に余裕があり、普通交付税の不交付団体となります。全国では、1,788市町村のうち177市町村が不交付団体です。 |
| 経常収支比率 | | 96.3％(92.7％) | 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率。おおむね70％～80％の間が望ましく、80％を著しく超える団体は、財政硬直化の傾向があると考えられます。 |
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率 | ―(―) | 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。小平市の場合、11.65を超えると警戒ラインです。 |
| | 連結実質赤字比率 | ―(―) | 一般会計、特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。小平市の場合、16.65を超えると警戒ラインです。 |
| | 実質公債費比率 | 4.0％(4.7％) | 一般会計、特別会計、一部事務組合が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率（３か年平均）。25.0％を超えると警戒ラインです。 |
| | 将来負担比率 | 6.3％(18.3％) | 一般会計、特別会計、一部事務組合、土地開発公社が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。350.0％を超えると警戒ラインです。 |
| 資金不足比率 | | ―(―) | 下水道事業特別会計における資金不足額の事業規模に対する比率。20.0％を超えると警戒ラインです。 |

※上記標記中「―」は、黒字のため実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率が算定されないことを表します。

# 平成22年度の市民税・都民税の改正点

平成22年度の市民税・都民税（住民税）の主な改正点は次のとおりです。

▽住宅ローンを使って住宅などを購入し、平成21年以降に入居した場合、住民税の控除を適用（表１参照）
▽上場株式などの配当および譲渡による収益にかかる税率の軽減を延長（表２参照）
▽個人が平成21年・22年中に取得した土地など（相続・遺贈・贈与および交換によるものを除く）を所有期間５年を超えて譲渡した場合に、１千万円の特別控除（所得控除）を適用
▽市外への転出
▽公的年金に係る税額の変更
▽公的年金の支給停止など
▽介護保険料が公的年金から特別徴収されなくなった場合の控除額は１千２百万円。

※詳しくは、お問い合わせください。
問合せ　税務課☎042（346）9522・9523

表１

| 対象 | 平成21年～25年に入居した方で、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある方 |
|---|---|
| 控除額 | 次のいずれか小さい額が、翌年度の住民税所得割額から控除されます<br>●所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額<br>●所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の５％（最大97,500円） |
| 手続き方法 | 市町村への申告は不要です（給与支払報告書などについて改正を予定）<br>※平成18年以前に入居した場合の住民税の住宅ローン控除についても、同様のしくみが追加されますので、申告する方法としない方法を選択できます。 |

表２

| | 平成20年12月まで | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年１月以降 |
|---|---|---|---|---|
| 税率（変更前） | 10％（住民税３％ 所得税７％） | 原則20％（住民税５％、所得税15％）<br>**特例措置**<br>上場株式などの配当10％（住民税３％、所得税７％）…100万円以下の部分<br>上場株式などの譲渡益10％（住民税３％、所得税７％）…500万円以下の部分 | | 20％（住民税５％ 所得税15％） |

| 税率（変更後） | 平成20年12月まで | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年１月以降 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 10％（住民税３％ 所得税７％） | 10％（住民税３％ 所得税７％） | | | 20％（住民税５％ 所得税15％） |

※平成22年度（平成21年分）、平成23年度（平成22年分）の上場株式などの配当所得のうち、100万円超の部分および譲渡所得のうち500万円超の部分については５％、それ以下の部分については３％の軽減税率が適用されることになっていましたが、平成21年度（平成20年分）までと同様に金額に関係なく軽減税率が適用されることになりました。

## 認定長期優良住宅 不動産取得税の特例控除

一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した、または新築未使用の住宅を購入した場合、新築住宅にかかる不動産取得税についての特例控除額が増額され、１千３百万円となります（認定長期優良住宅以外の特例適用住宅を取得した場合の控除額は１千２百万円。

**対象**　次の要件すべてに該当する住宅
▽平成21年６月４日から平成22年３月31日までに取得した
▽長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第２号に規定する「認定長期優良住宅」である
▽１戸あたりの床面積が50平方メートル以上２百40平方メートル以下（貸家の用に供する１戸建以外の住宅は、40平方メートル以上２百40平方メートル以下）

認定長期優良住宅については、申告が必要です。不動産取得税申告書の家屋欄に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて所管の都税事務所に申告してください。
※必要書類など、詳しくはお問い合わせください。
**問合せ**　立川都税事務所資産税課不動産担当☎042（523）3171

# 官公署だより

## 犯罪被害者支援推進月間

11月は、犯罪被害者支援推進月間です。お困りの方はご相談ください。
**相談電話**　犯罪被害者ホットライン☎03（3597）7830
**問合せ**　小平警察署警務係☎042（343）0110

**申請**　表１のとおり
**対象**　表２のとおり
**問合せ**　▽高齢者のみの世帯…介護福祉課☎042（346）9539
▽障がいがいる世帯…障害者福祉課☎042（346）9542

## 第35回 障がい者作品展

**日程**　▽市役所１階北側ロビー…12月１日（火）～３日（木）　午前８時30分～午後５時
▽中央公民館ギャラリー…12月１日（火）～６日（日）　午前10時～午後４時（１日は午後１時から、６日は午後１時まで）
◆**個人作品を募集**
**応募資格**　市内在住・在勤・在学の障がいのある方
**応募作品**　絵画、習字、陶器、手芸、写真ほか
**申込み**　11月９日（月）～20日（金）の午前８時30分～午後５時（土曜・日曜日を除く）に、問合せ先へ持参
※作品展終了後、作品は返却します。
※作品展の管理・運営上、お受けできない作品もあります。
**問合せ**　障害者福祉課（健康福祉事務センター１階）☎042（346）9540、FAX042（346）9541

## 障害者の権利条約の学習会

◆こげらコンサート2009プレ企画
**とき**　10月31日（土）午後２時～４時
**ところ**　中央公民館視聴覚室
**講師**　杉本豊和さん（白梅大学准教授）
**費用**　無料
**主催**　こげらコンサート2009実行委員会
**問合せ**　あさやけ風の作業所・小山☎042（349）2366、FAX042（346）6609

## 障がいのある方のスポーツ・レクリエーション教室

今回は、主に脳血管の病気や事故による障がいのある方を対象に、温泉卓球、ゴロ卓球、ゴロ卓球バレーなどを楽しみます。
また、ボランティアも随時募集しています。
**とき**　11月15日（日）、12月13日（日）　午前10時30分～午後０時30分
**ところ**　小平特別支援学校（小川西町２－33－１）
**定員**　20人
**共催**　障害者福祉センター、東京都多摩スポーツセンター
**申込み**　11月６日（金）までに、問合せ先へ
**問合せ**　障害者福祉センター☎042（343）4976

## 視覚障がい者ガイドヘルパー養成研修

**とき**　11月21日～12月12日の土曜日　全４回
**ところ**　福祉会館
**費用**　教材費５千円
**対象**　小平市民へのサポートを行っている事業所に登録をし、実際に従事できる60歳未満の健康な方
※全日程出席が条件です。
**定員**　20人
**内容**　ガイドヘルパーの役割や視覚障がい者の理解（講義、演習）
**持ち物**　アイマスク
**申込み**　小平市障害児・者居宅支援事業者交流会視覚障がい者ガイドヘルパー養成研修事務局（移動サービス・パイユアセルフ）・森へ☎042（341）7630

## 第37回 社協福祉バザー

市民の皆さんから寄付していただいた品物を廉価で販売します。
**とき**　11月３日（火・祝）午前９時30分～午後４時　雨天決行
**ところ**　福祉会館および福祉会館前市民広場
※駐車場はありません。
※福祉施設の出店では、陶芸・木工・手芸などの自主製品、県人会では郷土物産品などを販売します。
**問合せ**　小平市社会福祉協議会☎042（344）1217

## 市内商店会でイベントを開催

市内の各商店会では、子どもから大人まで楽しめるイベントが目白押しです。
**問合せ**　各商店会、産業振興課☎042（346）9534

市内商店会イベント　日程

| とき | ところ | 内容 | 問合せ |
|---|---|---|---|
| 10月23日（金）・24日（土）　終日 | 学園坂商店会 | **秋の感謝祭**　特売、抽選会（午後２時～６時）、ねぶた祭り（24日の午後４時30分～７時） | 学園坂商店会☎042（342）0633 |
| 10月24日（土）・25日（日）　午前10時～午後３時 | 花南商店会 | **花南ふれあい市**　フリーマーケット、模擬店、お楽しみ抽選会、甘酒・綿あめの無料サービス | 花南商店会☎042（462）7622 |

## 認知症予防教室

◆**知識編**
認知症予防の講義、簡単な演習などを行います。
**日程**　左表のとおり
**費用**　無料

認知症予防教室知識編　日程

| とき | ところ |
|---|---|
| 11月30日～12月14日の月曜日 | ハッピー小平地域支援事業所（仲町238－13） |
| 11月25日～12月９日の水曜日 | 上宿公民館 |
| 11月27日～12月11日の金曜日 | 喜平地域センター |

※いずれも午後２時～３時30分（同じ内容です）。

◆**ひざ痛・腰痛を予防しましょう**
**とき**　10月29日（木）午後２時～３時30分
**ところ**　東部市民センター集会室
**費用**　無料

## 家族介護教室

**対象**　市内在住の65歳以上で、要介護要支援認定を受けていない方
**定員**　各25人
**講師**　ハッピー小平地域支援事業所職員
※知識編の受講終了者向けに実践編もあります。
**申込み**　介護福祉課地域支援係へ☎042（346）9539

## 高齢者の終末期医療について学ぶ講演会

**とき**　11月８日（日）午後１時30分～４時
**ところ**　学園西町地域センター
**費用**　無料
**対象**　在宅高齢者介護に関心のある方
**定員**　70人
**講師**　新田國夫さん（新田クリニック院長）
**主催**　小平わかばの会、こだいらボランティアセンター
**申込み**　11月６日（金）までに、電話またはファクシミリ（氏名・電話番号を記入）で、小平わかばの会・杉浦へ☎・FAX042（343）8474

## お詫びと訂正

市報10月１日号で掲載した市民まつりの「催し物コーナー」の「社保・年金・税務相談コーナー」は、「社保・年金・労務相談コーナー」の誤りでした。お詫びして訂正します。〈地域文化課〉

## 年金振込通知書

◎「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料（税）額」※等の金額

| | 平成　年　月の支払額 | 平成　年　月から平成　年　月の各支払月毎の支払額 |
|---|---|---|
| 年金支払額 | 円 | 円 |
| 介護保険料額 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 |
| 所得税額 | 円 | 円 |
| 個人住民税額 | 円 | 円 |
| 控除後振込額 | 円 | 円 |

※年金から特別徴収する保険料（税）額とは、介護保険料額、国民健康保険料（税）額、長寿医療保険料額、個人住民税額となります。また、その他に所得税額が源泉徴収されます。

## 市民税・都民税

# 公的年金からの引き落としを開始

65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・都民税（住民税）は、10月支給分の年金から住民税の引き落とし（特別徴収制度）が始まりました。引き落とされる公的年金の種類および税額については、平成21年度市民税都民税額決定通知書でご確認ください。また、年金保険者から送付される年金振込通知書には、個人住民税額欄が設けられます。

なお、年度の途中で次のような変更があった場合、公的年金からの特別徴収が停止になります。
▽市外への転出
▽公的年金に係る税額の変更
▽公的年金の支給停止など
▽介護保険料が公的年金から特別徴収されなくなった場合

公的年金からの特別徴収が停止になると、引き落としができなかった残額は、普通徴収となります。また、年金保険者との停止通知を行う際に、時間差が生じてやむをえず公的年金から引き落としされてしまうことがありますが、納め過ぎている税額は還付されます。
**問合せ**　税務課市民税普通徴収係、市民税特別徴収係☎042（346）9522・9523

## 高齢者・障がい者の住民税非課税世帯などに住宅用火災警報器を支給

平成22年４月１日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されます。市では、一定の条件を満たす世帯に対し、１世帯につき２個まで無料で住宅用火災警報器を設置します（申請は１世帯１回に限ります）。

表１　住宅用火災警報器の申請

| 申請期間 | 申請場所 |
|---|---|
| 11月２日（月）～12月28日（月） | 健康福祉事務センター１階ロビー<br>※なるべく、この期間に申請してください。 |
| 平成22年１月４日（月）～３月31日（水） | ●高齢者のみの世帯…介護福祉課<br>●障がい者がいる世帯…障害者福祉課 |

表２　住宅用火災警報器の対象・持ち物

| | 対象 | 持ち物 |
|---|---|---|
| 高齢者のみの世帯 | 次の条件すべてを満たす世帯<br>●市内在住で、65歳以上の方のみの世帯<br>●平成21年度市民税非課税世帯である<br>●申請者または同居する方名義の家屋に住んでいる | ●申請者の本人確認ができるもの（自動車運転免許証、介護保険証、障害者手帳ほか）<br>●本人または同居する方名義の家屋であることが確認できる書類（固定資産税納税通知書ほか）<br>●申請者の印鑑 |
| 障がいがいる世帯 | 次の条件すべてを満たす世帯<br>●市内在住で、次の①～③のいずれかの手帳の交付を受けている方がいる<br>①身体障害者手帳１級または２級<br>②愛の手帳（療育手帳）１度または２度<br>③精神保健福祉手帳１級<br>●平成21年度市民税非課税世帯である<br>●申請者または同居する方名義の家屋に住んでいる<br>●小平市高齢者住宅用火災警報器支給事業の対象ではない | |